

分割評価とは?

通常行う飼育管理等を怠った場合、分割評価事項に基づき、共済事故 の原因による減収量から、この部分の減収量を差し引いて共済金を支 払います。

- 分割評価に該当する事項
- 1. 通常すべき飼育管理等を怠った場合
- ①温度・湿度・換気状況(気流)等が適切になされていない。
- ②環境浄化・飼育中の防疫(病原拡散防止)等が適切に行われていない。
- ③桑の栽培管理は、仕立法・収穫状況・施肥状況・除草状況等が適切に行われていない。
- 2. 共済責任期間外の災害による減収量が含まれている場合
- ①桑の発芽期前の被害や収繭後の被害は共済事故として取り扱いません。
- 3. 飼育途中で棄蚕した場合
- ①蚕児の病害等により、自己判断で棄蚕した。 ※ただし、関係機関の指導に基づき、棄蚕した場合はこの限りではありません。 ※棄蚕する前に必ずNOSAIへ連絡してください。
- 4. 損害の発生通知を怠った場合
- 5. その他、上記の項目以外について分割評価が必要となった場合

損害防止事業

NOSAIでは、加入者の被害未然防止を目的に、薬剤等の配布を 行っています。



こんなときは、 № ○ 5 △ へ連絡をお願いします

◎桑園・蚕児等に被害が発生したとき。

◎加入申込書の記載内容に変更が生じたとき。





蚕繭共済へのご加入にあたって

- この説明書は、蚕繭共済へ加入される皆様にあらかじめご承知いただきたい重要事項です。
- ご熟読をお願い申し上げます。
- ●NOSAIで実施している農業保険事業は、農家(以下「加入者」といいます。)が不慮の事故によって受ける損失を 補てんして農業経営の安定をはかることを目的とした公的農業保険制度です。
- ●事業の運営は、NOSAIおよび国で行っています。NOSAIと国は保険関係を結ぶことにより2段階での危険分散を はかっています。
- ●掛金は加入者と国が拠出し、加入者が被害を受け減収が一定割合以上となったときは、拠出された掛金の中から 共済金を支払います。なお、被害が少ないときは、将来の共済金支払財源等に充てるために積み立てられます。 ※掛金と一緒に事務費をご負担していただきます。
- ●大災害等で共済金の支払財源に不足が生じた場合は、共済金支払額の一部が削減される場合があります。
- ●加入者が通常すべき管理や損害防止を怠ったとき、損害発生の通知を怠ったときおよび故意、重大な過失によって 事実に反する通知をしたときなど組合規程に違反した場合は、共済金支払額の全部または一部を支払わない場合が
- ●NOSAIが保有する各種情報については、必要に応じて加入者の皆様に公開し、健全な事業運営に努めます。
- ●加入申込書記載事項やその他知り得た個人情報は、NOSAIが引受けの判断、共済金支払額の算定、各種サービスの 提供・充実を行うために利用します。また、本共済関係に関する個人情報は、他の保険事業の案内等のために業務 に必要な範囲で利用することがあります。

<金融サービス提供法に係る重要事項説明書>

層のお知ら

令和5年4月より県内11支所を4支所へ統合し、各拠点から農業経営をサポートします!

令和5年4月1日から

前橋支所 TEL.027-254-2070 伊勢崎支所 TEL.0270-62-9915

前橋市大友町1-3-12 1階

TEL.027-254-2070 FAX.027-254-2077

管轄エリア

前橋市:伊勢崎市:玉村町

令和5年4月1日から

沼田支所 TEL.0278-23-5110 渋川支所 TEL.0279-26-2600

渋川市吹屋370 1階 TEL.0279-26-2600 FAX.0279-26-2601

中之条支所 TEL.0279-75-2005

管轄エリア

渋川市·吉岡町·榛東村·中之条町·東吾妻町·長野原町·嬬恋村· 草津町・高山村・沼田市・片品村・川場村・みなかみ町・昭和村

前橋市大友町1-3-12 TEL.027-251-5631

令和5年4月1日から

藤岡支所 TEL.0274-24-3730 富岡支所 TEL.0274-62-2450

TEL.027-344-2181 FAX.027-344-2184

管轄エリア

高崎市·安中市·藤岡市·神流町·上野村· 富岡市·下仁田町·南牧村·甘楽町

令和5年4月1日から

太田支所 TEL.0276-20-9199 みどり支所 TEL.0277-76-9181 館林支所 TEL.0276-75-3311

高崎支所 TEL.027-344-2181

太田市龍舞町589-3 TEL.0276-47-5600 FAX.0276-47-5601

管轄エリア

太田市・桐生市・みどり市・館林市・板倉町・ 明和町·千代田町·大泉町·邑楽町

家畜診療所 渋川市吹屋370 2階 TEL.0279-26-9550



備えの種をまこう。









『蚕繭共済』は蚕の病害、虫害および鳥害、ならびに桑葉のひょう害、凍霜害等 および病害等の不慮の災害等による損失を補てんできる制度です。また、青色申告 を実施している方は、価格低下を始めとする、ほどんどのリスクを補てんできる 『収入保険』に加入できます。安心・安全な経営のため、蚕繭共済または収入保険 への加入をおすすめします。

加入できるのは?

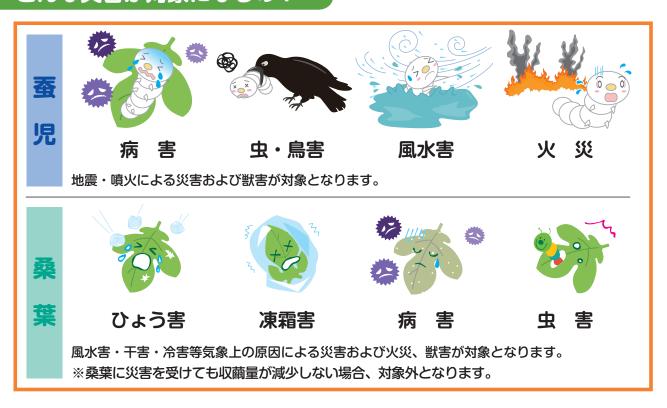


左の蚕期ごとに → 0.25箱以上掃立する 農家が加入できます。



注)ただし、加入にあたっては飼育予定の全ての蚕期と、 桑園についても、蚕期ごとに使用を予定している桑園に 加入していただきます。

どんな災害が対象になるの?



補償期間はどれくらい?

蚕期ごとに使用する桑の発芽期から収繭するまでです。

※収繭は、繭を蔟から取り外し、毛羽取りおよび選繭するまでです。

どれくらい補償してくれるの?

共済金額(補償額)は、選択した1 k g 当たり共済金額と補償割合に 応じて計算されます。

1 k g 当たり共済金額と補償割合は蚕期ごとに選択できます。

= 1 kg当たり共済金額 × 引受収量 3 受収量 = 基準収繭量

- 1 kg当たり共済金額・・・農家手取り価格などを基に、農林水産大臣が定めた金額です。 種繭・糸繭ともに5つの1kg当たり共済金額より選択できます。
- ■補償割合…8割・7割・6割より選択できます。
- ●基準収繭量…過去一定年間の1箱当たり収繭量に基づいた収繭量です。
- 基準収繭量100kgで、1kg当たり共済金額2,510円および 補償割合8割を選択した場合

共 済 金 額 1 k g 当たり共済金額 引受収量 (補 僧 額) 200.800円 = 2,510円 8 0 kg X 補償割合 引受収量 基準収繭量 8 0 kg = 1 0 0 kg 8割

掛金はどれくらい?

共済掛金は、掛金総額の半額を国が負担します。 なお、掛金率は農家ごとに過去の被害率を基に設定します。

= 共済金額(補償額) 掛金率 農家負担掛金 国庫負担掛金

基準収繭量100kgの場合の平均的な農家負担掛金は、約432円です。

被害が発生したら?

NOS△Iへ連絡してください。農家の被害申告に基づき、損害評価を行います。

- ●損害評価は、「桑園被害調査」、「蚕児調査」、「上蔟期調査」、「出荷量調査」を行います。
- ●共済事故の確認および各調査が行えない場合や、出荷後の被害申告は共済事故の対象とすることが できません。



蚕繭共済の被害では、蚕が毒性のある薬剤が付着した桑葉を食べたことによ る中毒症状の事故が増えています。

周辺住民の方に使用する桑園と給桑期間を知らせるとともに、桑園周囲で農 薬散布をする際は、事前に散布時期を連絡していただき飛散防止に配慮するよ う周知をお願いいたします。蚕の異変が生じたときは必ず連絡してください。



^{東ルのネットワーク} NOSΔIぐんま

共済金の計算は?

共済事故により、共済金支払が開始される損害割合以上の減収に 対し共済金を支払います。

金=1kg当たり共済金額×共済減収量

共済減収量 = 基準収繭量-出荷数量-基準収繭量の2割~4割※

※基準収繭量の2割~4割とは、選択した補償割合により異なります。

補償割合を8割選択した場合は基準収繭量の2割、補償割合を7割選択した場合は基準収繭量の 3割、補償割合を6割選択した場合は基準収繭量の4割となります。

- ●共済金は蚕期ごとに算出し、蚕繭ごとに支払います。
- ●飼育管理状況等を調査した結果、共済金を減額することがあります。(分割評価)
- 基準収繭量100kg、出荷数量50kgで、1kg当たり共済金額2,510円 および補償割合8割を選択した場合

共済金 1kg当たり共済金額 共済減収量 75.300 = 2.510 =3 0 kg

基準収繭量の2割 共済減収量 3.0 kg = 1.0.0 kg - 5.0 kg -2 0 kg